

令和 5 年度 愛西市下水道使用料等検討委員会会議録（概要）

会 議 名	令和 5 年度 第 3 回愛西市下水道使用料等検討委員会
開 催 日 時	令和 5 年 10 月 24 日（火） 午後 1 時 57 分から午後 3 時 38 分まで
開 催 場 所	愛西市役所南館 1 階 会議室 1-3
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	1 人
協 議 事 項 等	(1) 愛西市下水道事業使用料等の改定案の検討について (2) 答申書（案）について (3) その他
公開／非公開の別	公開
傍 聴 人 の 数	1 人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会次第 ・ 【資料一覧】 資料番号 1 愛西市下水道使用料等改定案一覧 資料番号 2 農業集落排水事業に関する調査票 集計結果(八開区域) 農業集落排水事業(八開区域)の簡易水道・井戸水使用 料加算額推計について 地域し尿処理施設の下水道使用料を改定した場合の収 入見込み 資料番号 3 下水道使用料事業別集計表 維持管理分担金集計表 資料番号 4 農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事 業使用料比較表 農業集落排水事業使用料比較表 地域し尿処理施設使用料比較表 資料番号 5 答申書(案)
審 議 経 過	別紙のとおり

令和5年度 愛西市下水道使用料等検討委員会委員

役 職	氏 名	要綱号番号(選出区分)・備考
会 長	篠又 慶次	第1号
副会長	齊藤 由里恵	第1号
委 員	松永 恵美子	第2号
委 員	奥田 哲弘	第2号
委 員	猪飼 常雄	第2号
委 員	山田 信行	第2号・欠席
委 員	石原 光	第2号
委 員	水谷 信夫	第2号
委 員	岡田 京子	第3号
委 員	清水 隆治	第3号
委 員	田中 裕司	第3号
委員会設置要綱 第3条 第1号 識見を有する者 第2号 各種団体の代表者 第3号 愛西市下水道事業処理区域内の使用者		

事務局（愛西市役所 上下水道部 下水道課）

氏 名	氏 名	氏 名
課長 山岸 忠則	課長補佐 猪飼 小百合	課長補佐 桑原 有嘉子
主査 山村 修一	主任 伊藤 優希	主事 重村 みいみ

審議経過

発言者	内容（概要）
会長	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>本日はお忙しい中、第3回本委員会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>第2回の本委員会において下水道事業会計は独立採算制を原則としているが、現状は基金の取崩しと一般会計からの繰入により補填されている状況です。特に一般会計からの繰入に関しては、基準内と基準外があり、使用料を値上げして基準外を減らしていく努力が必要であることなどが議論されました。</p> <p>今回、新たに経営の安定化を図るために基本使用料を1,320円(税込)とする改定案④から⑥が提出されています。事務局の説明を受け、分からない点がありましたら質問をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>以降の会議進行につきましては、本委員会の設置要綱第6条第2項により、議長は会長にお願いします。</p>
会長	<p>2. 協議事項</p> <p>(1) 愛西市下水道事業使用料等の改定案の検討について</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料一覧 資料番号1～4に基づき説明】</p> <p>○説明の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市下水道使用料等改定案一覧 ・農業集落排水事業に関する調査票 集計結果(八開区域) ・農業集落排水事業(八開区域)の簡易水道・井戸水使用料加算額推計について ・地域し尿処理施設の下水道使用料を改定した場合の収入見込み ・下水道使用料全体集計表 ・下水道使用料事業別集計表 ・維持管理分担金集計表農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業使用料比較表 ・農業集落排水事業使用料比較表 ・地域し尿処理施設使用料比較表
会長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質問等がありますか。</p>
委員A	<p>今回、改定案④から⑥を出された理由を教えてください。</p>
事務局	<p>改定案④は改定案①、改定案⑤は改定案②、改定案⑥は改定案③の基本</p>

	<p>使用料を 1,100 円(税込)から 1,320 円(税込)に変更した試算となります。</p> <p>資料番号 4 の使用料比較表では、使用水量 10 m³未満の金額に変更があります。使用水量 10 m³以上は、改定案①と改定案④、改定案②と改定案⑤、改定案③と改定案⑥が同額になります。</p> <p>使用料について、資料番号 1 をご覧ください。</p> <p>超過使用料は、改定案①から③の 10 m³未満は 55 円(税込)、改定案④から⑥の 10 m³未満は 33 円(税込)となり、10 m³以上からは同じ金額になります。</p>
委員 A	<p>今まで検討してきた、さらに基本使用料を上げたのは事務局で検討され、基本使用料の値上げを出さなくてはいけない事情があったのではないかと思います。金額の根拠は何ですか。</p>
事務局	<p>営業収益を試算した結果、経営の安定化を図るために、全ての使用者にお支払いいただく基本使用料で収入を得る案を提示しました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員 A	<p>第 1 回、第 2 回で協議、分析してきた中で、基本使用料の単価ではいけない理由を聞きたいです。</p>
事務局	<p>基本使用料をあまり低くすると、次回の使用料改定をする際に値上げが難しいと判断し、下げすぎるのではなく、使用者にご負担していただける金額で再検討しました。</p>
委員 A	<p>基本使用料 1,100 円(税込)では、今後すぐに見直しが必要になってくることを見越して検討され、当初の案より安定運営するための金額を出されたという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員 A	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>その他、質問よろしいでしょうか。</p>
副会長	<p>今の説明ですが、基本使用料に本来あたるべきところは、固定費、需要家費の考え方があります。ただ、基本使用料だけでは賄えず、かなり大きなものになってしまうため、固定費のうちどれを基本使用料に持っていくのかとなります。基本使用料を決めるための理屈は事務局で考えがあると思いますが、本来あるべき姿、愛西市の事情で料金統一を考えると、このようになった理由はございますか。</p>

	<p>ゆくゆく目指していく使用料の在り方として、今の状況ではバラバラで目指すべきところには到底足りていないと思います。一気に改善できることではないので、ステップをいくつか踏む第1歩目として使用料の統一であれば、基本使用料を税込1,320円にしたのは固定費に対応する部分を高め、あるべき姿に近づけつつ、使用料の統一を図っていくための考えでよろしいですか。</p>
事務局	<p>第一の目的に統一としている中で、固定費、需要家費を基本使用料で賄うことから実際に試算したところ、基本使用料1,100円(税込)の場合、公共下水道(以下「公共下水」という。)では固定費、需要家費全体の5%、農業集落排水(以下「集落排水」という。)では全体の9%程度しか賄えません。少量使用者への配慮を考え、1,100円(税込)の設定を1,320円(税込)にするのが限界だと考えます。</p>
会長	<p>改定案①から③の10㎡までの超過使用料税込55円に対し、改定案④から⑥では税込33円に減らしているのは、どの案も10㎡で計算すると1,650円(税込)になるようにして、33円(税込)にしているのですか。</p> <p>佐屋区域の案で、0㎡の少量使用者が値上げにならないことがあるからですか。</p>
事務局	<p>改定案①から⑥は全て、10㎡で1,650円(税込)に設定しています。佐屋区域の基本使用料は、改定案①から③は下がり改定案④から⑥は今までと同額となり、超過使用料は値上げになります。</p>
会長	<p>超過使用料を55円(税込)にした場合ですか。</p>
事務局	<p>超過使用料を33円(税込)にした場合でも、佐屋区域は、現行の設定が低いので、全て値上げになります。</p> <p>立田区域、八開区域の0㎡から10㎡の利用者は、全て値下げの試算になります。</p>
会長	<p>資料番号4-1の5㎡から10㎡使用の場合は、330円(税込)の値上げとなりますが、33円(税込)を55円(税込)にして0㎡の人が値上げにならないよという考えではありませんか。他区域は値下げになっています。</p>
事務局	<p>佐屋区域の0㎡においては値上げになりません。</p>
会長	<p>その他、質問よろしいでしょうか。</p>
副会長	<p>私は、基本使用料について概ね理解をしています。愛西市下水道事業の全体の経営を考えるとこの状況が本当に良いのかと思うところがあり、もう</p>

	<p>少し基本使用料を取り、見直しをする必要があると思います。</p> <p>少量使用者への配慮では、下水道事業の中で、配慮をどれくらい考えるのかということもあります。本来は、事業の負担に応じてそれぞれに負担を求めるような姿を目指すべきだと思います。全体でどれくらいのコストがかかり、基本使用料と超過使用料をどのように分けていくのか、また、超過使用料の設定を考えていかないといけません。</p> <p>愛西市の状況を見ると、コミュニティ・プラント(以下「コミプラ」という。)、集落排水、地域し尿処理施設(以下「地域し尿」という。)とそれぞれに成り立ちがあります。どのように統一し、経営の安定化を一緒に行うのは難しいところですが、事務局案が出されたものは賛成できると思います。</p> <p>10 m³までは1,650円(税込)になるようにとの話がありましたが、本当にそのようにしないといけないのかと疑問に思います。現実、お金がかかっている中で、それに対して負担を求めていくやり方もありだと思いますが、基本使用料の1,650円(税込)は公共下水や、立田区域の現行になるので、そこをベースにするのもありだと思います。いろんな地域がある中で統一することを考え、さらにその中でも目指すべき目標に近づけていくための苦勞をされていると思います。</p>
会長	<p>資料番号 3-1 で公共下水の使用料改定なしの選択肢が出ております。下段の改定案①はマイナス68,100円、改定案③は約170万円しか見込めない状況の中で、新たに公共下水についても使用料統一とありますが、使用料改定をしない選択肢を入れられたと思います。その辺りの考えをお願いします。</p>
事務局	<p>公共下水は現在工事を行っており、整備途中ですので、使用料の改定からは除外するのも一つの案として示したものです。</p>
会長	<p>改定案①から③、④から⑥とは別に新たに公共下水の使用料改定をする案、しない案で現行との差があり、結果として見込みも異なります。ただ、佐屋区域は1,100円(税込)、1,320円(税込)になっても20%近い値上げになると思います。</p> <p>その他、質問よろしいでしょうか。</p>
副会長	<p>地域し尿に関することですが、令和7年度からコミプラへの移行に取り組むため、使用料改定よりは、コミプラになるからコミプラの使用料統一をされるという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>大口事業者の方、どうでしょうか。</p>

委員 B	資料番号 4-3 を見ると、1 か月使用水量 120 m ³ 、140 m ³ では金額に変更が見られないですがどういうことでしょうか。
事務局	改定案①から③、④から⑥で 10 m ³ 以下については差がありますが、それ以外には差がありません。ただ、現行と比べると段階が増えるため値上げになります。
委員 B	市全域で基本使用料のベースを改定するということですか。
事務局	資料番号 1 をご覧ください。 基本使用料に合わせて超過使用料に変更があります。現行の超過使用料では、佐屋区域と立田区域の 10 m ³ を超えた場合の 1 段階しかありませんが、今回の使用料改定では、3 段階、4 段階の変更を示しています。
会長	委員 B は八開区域の方ですか。
委員 B	職場は佐屋区域になります。
会長	資料番号 4-1 の青色部分は大口使用者になりますが、改定案①から③と改定案④から⑥に変更は見受けられません。
委員 C	考慮しなければいけないグループホームが二子町にありますが、影響が大きいのは改定案③と⑥で月 2 万円増加になり、1 人あたりに換算すると 1,600 円から 1,700 円になります。八開区域には 2 箇所のグループホームがあり、13 人で住んでいるところと、6 人のところがあります。人数の少ないところが 700 円くらいの値下げになるので利用者に理解を求めないといけません。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。
委員 A	資料番号 4-1 で現行の温泉加算は 1 人 300 円、2 人目から 200 円で 2 人家族だと 500 円かかります。1 人 3 m ³ で見ているところが階層によりますが、この金額から下がる家庭もありますか。
事務局	そのような資料は用意できません。
委員 A	八開区域は下がると言われているのに、人数によって階層が変わるけど、m ³ によっても変わるのでそこまで変化はないですか。

事務局	簡易水道や井戸水を使用している方には1人当たり3 m ³ を加算して計算します。
委員A	10 m ³ くらいの階層が変わるのでこれだけ変わると言われているが、実際には変わらないことを理解していただく必要があるということです。
事務局	資料番号2-2をご覧ください。 簡易水道・井戸水の推計から加算額を計算したところ、2ページ目の年間加算額(推計)約560万円の負担をしていただく試算が出ています。
委員A	佐屋区域の温泉の関係でも若干減るといえることですか。
会長	現行と経過が違うので、増えるのか減るのか分かりません。
委員A	増えないところも出てくるでしょうし、下がると言いながら下がらないところも出てきますが、表だけであれば上がらないと思います。ただ、分析はできないと思います。
会長	事務局から説明はありますか。
事務局	温泉の話ですが、第1回目の資料、資料番号1-4をご覧ください。 佐屋区域の現行と改定案を比較すると約120万円増加しますので、負担額の増加が見込まれます。
会長	減るところもあるが、トータルとして計算方法が変わることで、増加します。
委員A	増加しますか。 1人3 m ³ 加算しても1人目の300円、2人目の200円分が減るので増加しない家庭もあると思います。
事務局	その分と、1人あたり3 m ³ で比較すると増加する試算があります。
副会長	佐屋区域に関しては、1人目300円、2人目から1人あたり200円になるところが、1人当たり3 m ³ 加算なので、金額ではなくm ³ でやっているのだから全体的に上がるという試算なのではないでしょうか。
事務局	下がる場所があります。
副会長	生活排水を使わないで温泉を使っている方はそうなるかもしれません。

事務局	2人家族の場合、500円だったところは改正することで水量6 m ³ になります。
委員A	私の視点とは違うので大丈夫です。
会長	協議事項(1)についてはよろしいでしょうか。 (他に質問なし)
会長	事務局、よろしいでしょうか。
事務局	資料番号3-3の維持管理分担金についてご協議いただきたいと思います。
会長	今回の本委員会で維持管理分担金を続けるか、廃止するかを決めないといけません。再度ご意見あればお願いします。
委員A	個人的な意見ですが、公平性の観点であれば徴収すべきだと思います。ただ、安定運営となると費用対効果も考えるべきだと思います。 県内で愛西市だけが徴収しているのであれば、廃止することも一つの考え方だと思います。税とは異なるので、費用をかけて少ない金額を徴収したり、事務の負担を考えると取らないことも選択肢だと思います。
委員C	維持管理分担金が愛西市だけとは知りませんでした。グループホームはニーズがあるのでこの地域だけ維持管理分担金がかかるのは不公平なのでない方が良く事業者として思います。
委員D	そもそも維持管理分担金を徴収するようになった理由を教えてください。
事務局	集落排水は、地域の要望により事業が始まりました。当初は、接続率が少ないこともあり、施設管理、維持管理に費用がかかるということで始まり、徴収している状況です。
委員D	加入者の合意、決まりがあって徴収されるようになりましたか。
事務局	集落排水は、各処理地区の合意をもって始まり、維持管理費として未接続者から徴収しています。
委員D	ありがとうございました。

会長	資料番号1の現行を見ると、公共下水は「なし」になっていますが、維持管理分担金は佐屋、立田、八開区域の集落排水、コミプラだけ存在しています。こちらに関してよろしいでしょうか。
委員E	私は、第2回委員会で維持管理分担金を残した方が良いと意見させていただきましたが、口座振替手数料が発生することで経営自体が赤字になります。未接続者に早く接続していただくという意味で残した方が良いと発言しましたが、将来的に考えて赤字経営ではいけませんので、公共下水に合わせた方法が良いと思います。使用料の値上げをしてマイナスではおかしな状況になります。徴収することに違法性が無いとのことですが、廃止の方向で検討していく方が良いと思います。
委員A	維持管理分担金を続けて徴収するとシステム改修にお金がかかるのではないですか。
事務局	継続して徴収することになれば、経費として改修費用はかかります。無くなることで、改修、保守に付随する経費が削減できます。
委員A	もともと徴収する設定になっていないのに、上水道と併せて徴収することで、維持管理分担金を請求する費用がかかりませんか。
事務局	第1回本委員会の資料の中には改修費は含まれておりませんので、別途費用がかかることになります。
会長	使用料とは別に、徴収することになると別途費用がかかり、赤字の金額が増額することを踏まえ、維持管理分担金を徴収するか、しないかの判断をしていただく必要があります。
副会長	維持管理分担金を徴収する条例ができていますが、その料金に口座振替手数料をプラスして改定することは可能でしょうか。
事務局	可能です。
副会長	公平性の観点であれば、加入していない方が負担し、負担していない人が多ければ多いほどそこでの負担が多く発生するため意義があると思います。もう一つの公平性としては、公共下水と料金を統一していく中で、公共下水にはこの発想は無く、出来ないと思います。 愛西市全体の公平性としては、コミプラ、集落排水における公平性と、公共下水を考えた時の公平性を考えると一つ問題点が出てくると思います。私も維持管理分担金はあるべきだと思っており、公共下水にも適応できるのではと思います。

	<p>もし続けるのであれば、公共下水も同じようなシステムができるのか、手数料で赤字になるのは構造上良くないので、手入れできるように変えることも必要だと思います。現行で行うのであれば、公平性は達成できていても効率性を阻害していくようなことが考えられるので、意義が薄れると思いますが、公共下水でも維持管理分担金を徴収することは難しいでしょうか。</p>
事務局	<p>公共下水では難しいです。</p>
会長	<p>色んな意見が出ましたが、次回の本委員会で維持管理分担金を継続するか、廃止するか判断していただきたいと思います。</p>
副会長	<p>第4回目の当日に答申することはないですか。</p>
事務局	<p>無いです。 答申案を事務局で作る形になります。</p>
会長	<p>今回、答申書(案)が出ておりますが、「(2) 答申書(案)」のところで審議いただき、第4回目で最終の答申案を確定させます。 その他、質問よろしいでしょうか。</p>
	<p>(他に質問なし)</p>
会長	<p>事務局、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
会長	<p>それでは、「(1) 愛西市下水道使用料等の改定案の検討について」を閉めさせていただきます。</p>
	<p>(2) 答申書(案)について</p>
会長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料一覧 資料番号5に基づき説明】 ○説明の要旨 ・答申書(案)について</p>
会長	<p>答申書(案1)の2ページ目、2) 公共下水道事業の検討1と検討2がありますが、違いは何ですか。</p>

事務局	検討1は公共下水が整備途中ですので整備が完了した時点、検討2は、使用料改定は、次回の3年から5年を目安に収支状況を見て検討していくものとしています。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。
副会長	答申書(案1)の2ページ目、1)農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の検討3について「4段階に変更する。」とありますが、4段階か5段階どちらですか。
事務局	こちらの表現は、10 m ³ の部分は含まず、それ以上に対して4段階としています。
副会長	検討3になった際は、ややこしいと思いました。
会長	6ページの検討3であれば料金体系が5段階になります。
副会長	そうですが、現行は4段階です。
事務局	「m ³ 超からは」という表記にしているため、0 m ³ からではありません。
副会長	検討事項が決まったら、誰が見ても誤解のないような表記にしてほしいです。 (15時30分 委員1名、退席)
委員A	私は商工会の立場として来ているので、適用時期や段階的な値上げ等を答申書に記載してほしいですが次回の委員会で発言すればよいですか。 改定時期が不安に思います。令和7年4月以降から1年猶予ですぐ適用させることとなりますが、今後改定するにあたりパワーを要することになるので最終系を決めておき適用時期を考えるべきだと思います。
副会長	それは附帯意見に入れればよいと思います。
委員A	可能ですか。
副会長	3ページに「少量使用者が急激な負担増にならないよう」とありますが、それと同様に、少量使用者だけでなく、企業経営において中小企業でも値上げにすぐに対応できないため、計画していく中で附帯意見として適切な意見があればと思います。

会長	検討し1年置いてという意見です。
副会長	改定時期については、経済活動等に配慮して徹底されるべきであるというような表現であれば良いと思います。
会長	附帯意見の中に考え方を組み込んでいただけたらと思います。
委員A	ぜひお願いします。
会長	答申書案は次回の委員会で固めますので、もう少し考えていただきたい と思います。 その他、質問よろしいでしょうか。 (他に質問なし)
会長	「(2) 答申書(案)について」終了します。 (3) その他
会長	協議事項「(3)その他」について、事務局から何かありますか。
事務局	1点目は、今回の会議録を公開するにあたり内容を会長に確認いただいた 後、市のホームページに公開しますのでよろしくをお願いします。 2点目は、第4回目の委員会を、令和5年12月4日(月)午後2時からを 予定しております。
会長	それでは、第4回が12月4日(月)午後2時からとさせていただきます。 これで第3回本委員会を終了いたします。議事進行にご協力いただきまし てありがとうございました。